

## 令和 7 年度 大江町空家除去支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境の形成及び町内の景観の向上を図るため、町内にある空家の除去を行う者に対し、予算の範囲内で交付する大江町空家除去支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 空家

- ア 人の居住の用に供していた町内に所在する住宅（長屋又は共同住宅は除く。）で居住されていないもの。
- イ 人の居住の用に供していた町内に所在する住宅（長屋又は共同住宅は除く。）で自然災害により被災し除去の必要性が認められるもの。

#### (2) 解体撤去業者

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 21 条第 1 項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者（それぞれ県内に本店又は営業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）

#### (3) 除去工事

- ア 空家の解体、撤去及び処分のために行う工事
- イ 空家の解体、撤去及び処分のために行う工事と併せて行う敷地内の付属建物の解体、撤去及び処分のために行う工事
- ウ 空家になったことによって周辺環境に危害を及ぼす恐れのある敷地内の付属建物の解体、撤去及び処分のために行う工事
- エ 工作物（門扉、屏等）、庭木、車両及び物品の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

(補助対象空家)

第3条 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅又は併用住宅
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者より除去について同意を得ているもの
- (3) 公共事業等の補償及び他事業による補助金交付等の対象でないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者若しくはその相続人又はそれらの者から除去工事についての同意を得た者（法人を除く。）
- (2) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 本町における納付すべき町税等を滞納していない者
  - イ 補助対象建物に係る税の滞納がないこと
- (3) 大江町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、暴力団密接関係者でない者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる除去工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家を除去し、原則として当該空家の所在する土地を更地にする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 解体撤去業者が請け負う工事
- (2) 補助金交付決定書の通知の日以降に契約し、着手した工事
- (3) 住宅の建替えのための解体工事ではないもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号アに該当するものは、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 第2条第1項第1号イに該当するものは、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回を限度とする。

（事前調査）

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大江町空家除去支援事業補助金交付事前調査申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出し、事前調査を受けなければならない。ただし、第2条第1項第1号イに該当するものは、事前調査を省略することができる。

- （1）補助対象空家の現況写真
  - （2）補助対象空家の位置図
  - （3）補助対象空家の登記事項証明書  
（未登記の場合は土地家屋償却資産課税台帳（名寄帳））
  - （4）罹災証明書の写し（第2条第1項第1号イに該当するものに限る。）
- 2 補助対象空家について相続未了の場合は下記の書類も併せて提出する。
- （1）家系図（手書きのものでも可）
  - （2）相続人を特定できる書類（改製原戸籍など）
  - （3）法定相続人全員分の同意書（様式第4号）
  - （4）同意者の印鑑証明書
- 3 前項の事前調査申込書を提出した補助対象者は、町職員が補助対象空家に該当することを調査するため、必要最小限度において、当該空家の敷地内に立ち入り、必要部分の写真撮影を行うことに同意するものとし、これに協力しなければならない。
- 4 町長は、第1項の事前調査が完了したときは、大江町空家除去支援事業補助金交付事前調査結果通知書（様式第2号）により、補助対象者に調査結果を通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事着手前に大江町空家除去支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象工事見積書の写し  
（その他の建築物を同時に解体する場合は、補助対象経費を明確にすること。）
- （2）誓約書（様式第13号）
- （3）解体撤去業者の許可の通知書又は登録の通知書の写し
- （4）閲覧同意書（様式第5号）
- （5）同意書（様式第4号）及び当該同意書の同意者における印鑑証明書  
（申請者が同意を受けた場合に限る。）
- （6）委任状（代理者が申請する場合に限る。）
- （7）罹災証明書の写し（第2条第1項第1号イに該当するものに限る。）
- （8）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定に基づき、大江町空家除去支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更又は中止）

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、大江町空家除去支援事業補助金変更申請書（様式第7号）に当該変更内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当該変更による補助金の増額は認めない。

- 2 町長は、前項の規定による変更を認めたときは、大江町空家除去支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。
- 3 交付決定者は、事情により補助対象工事を中止するときは、大江町空家除去支援事業補助工事中止届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大江町空家除去支援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象工事請負契約書の写し
- （2）補助対象工事領収書の写し
- （3）補助対象工事の完了写真
- （4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- （5）建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し  
（補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象工事である場合に限る。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大江町空家除去支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、大江町空家除去支援事業補助金請求書（様式第12号）により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正手段により補助金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が不適当であると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。